|  |
| --- |
| **情報サービス産業　収益認識会計基準適用実態調査** |
| 調査票 |
| **一般社団法人情報サービス産業協会 財務税制タスクフォース** |

**本調査の趣旨と狙い**

企業会計基準委員会(ASBJ)は、昨年3月31日に企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」を改正公表し、本年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとしています。

当TFでは、収益認識会計基準の開発段階からASBJへの意見書提出と関連報告書発行を実施してきたほか、直近では、日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会研究報告「建設業及び受注制作のソフトウェア業における収益の認識に関する監査上の留意事項」の開発に協力してきました。

本調査は、上記をふまえ、収益認識会計基準の実務対応に資することを目的として、現行の会計基準に基づく実務対応状況及び収益認識会計基準適用上の課題把握を目指して実施するものです。

本調査結果は、本年3月に予定する同研究報告の解説セミナーにおいて報告致します。同セミナーは、同研究報告をふまえ当該課題解決に資する参考情報を提供することを目的として開催します。

**本調査の回答対象と方法**

(1)調査対象

JISA正会員(被監査会社(＊))及び日経バリューサーチ「NEEDS業種分類：システム・ソフトウェア」で抽出した上場企業

(＊)金融商品取引法監査、会社法監査、上場準備のための監査を受けている会社。任意監査を含む。

(2)調査方法

1. **ご回答は、次のいずれかの方法によりお願いいたします。**次のWebサイトにアクセスして回答する方法

**WebアンケートURL：**[**https://www.jisa.or.jp/rev/**](https://www.jisa.or.jp/rev/)

1. このファイルに回答し、メールに添付してttanaka@jisa.or.jp宛にお送りいただく方法

(3)回答上の留意点

　・ご回答は、本調査の趣旨から単体ベースで、また、事業部門によって取扱いが異なる場合は、最大規模の部門における取扱いを前提にご回答ください。※在外子会社単体のIFRS適用は想定せず

　・純粋持株会社は、情報サービス業を営む中核的な事業会社についてご回答願います。

**回答期限等**

・ご回答内容は、すべて統計的に分析・処理いたしますのでご回答者にご迷惑をおかけすることはございません。また、ご回答者の個人情報（下記）は、当協会事務局において厳重に管理し、ご回答内容の照会、集計結果の送付、セミナーのご案内に使用いたします。

・調査票の投函またはWebでの回答は、　**2021年2月19日（金）**までにお願いいたします。

■返送先・お問い合わせ先：

一般社団法人情報サービス産業協会〒101-0047東京都千代田区内神田2-3-4　S-GATE大手町北6F

電話 ： 03-5289-7652内線241　E-mail ： ttanaka@jisa.or.jp（担当：田中）

**ご回答者（ご回答内容についての照会先）**

|  |  |
| --- | --- |
| 貴社名 |  |
| ご回答者 | お名前　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL : 　　　（　　　　） |
| 所属・役職名 |
| E-mail |  |
| **Q1. 貴社についてお伺いします** |

Q1-1貴社の前期(前事業年度)の「a.売上高」について次の選択肢の該当する番号の橫にチェックを入れて下さい（**□をクリックするとチェックに変わります**。次の質問以降も同じです）。

※**売上高は連結ではなく、貴社単体としてご回答下さい。**

|  |  |
| --- | --- |
| 1 |[ ]  100億円未満 |
| 2 |[ ]  100億～300億円未満 |
| 3 |[ ]  300億～500億円未満 |
| 4 |[ ]  500億～1,000億円未満 |
| 5 |[ ]  1,000億円以上 |

Q1-2．貴社が監査法人・公認会計士に委託している財務諸表監査の種類について該当するものを**1つ選び**、該当する番号の橫にチェックマークを入れて下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 1 |[ ]  金融商品取引法監査及び会社法監査 |
| 2 |[ ]  金融商品取引法監査 |
| 3 |[ ]  株式上場準備のための監査 |
| 4 |[ ]  会社法監査 |
| 5 |[ ]  その他の任意監査 |
| 6 |[ ]  監査を受けていない |

Q1-3．貴社の事業のうち、最も割合の高い開発形態は何ですか。最も近いものを**1つ選び**、該当する番号の橫にチェックマークを入れて下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 1 |[ ]  自社サービス開発・ソフトウェアプロダクト開発 |
| 2 |[ ]  情報子会社･･･親会社などグループ企業向けのシステム企画/開発/運用業務が最も多い |
| 3 |[ ]  受託開発（元請け）･･･親会社などグループ企業以外からの委託業務（元請け）が最も多い |
| 4 |[ ]  受託開発（中間下請け）･･･元請けではなく、再委託（外注）している |
| 5 |[ ]  受託開発（最終下請け）･･･元請けではなく、再委託（外注）は（ほとんど）していない |

**次ページに続きます。**

|  |
| --- |
| **Q2.　現行の工事契約に関する会計基準における工事進行基準の適用状況についてお伺いします** |

収益認識会計基準は、資産に対する支配を顧客に一定期間にわたって移転することにより、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識するとされており(項番38)、廃止予定の現行の企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」における工事進行基準の適用状況が収益認識会計基準の適用準備にあたって実務的なつながりをもつと考えられます。

そこで、本調査では現行の工事進行基準の適用状況についてお尋ねいたします。

**なお、受注制作のソフトウェアに係る取引がない企業はQ2を回答いただく必要はございません。**

(注)「受注制作のソフトウェア」とは、契約の形式にかかわらず、特定のユーザー向けに制作され、提供されるソフトウェアをいう（収益認識会計基準　第14項）。

Q2-1.貴社の前期(前事業年度)における工事進行基準の適用件数と適用割合(%)について算用数字でご回答ください。

※正確な数値での回答が困難であれば、回答者のご認識による件数・割合共に概数（およその数）とでも差し支えありませんのでご記入をお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①適用件数 |  | 件 |
| ②適用割合 |  | ％ |

Q2-2.貴社における工事進行基準適用に係る見積の妥当性を判断・審査する組織（注）は次のいずれが該当しますか。最も近いものを**1つ選び**、該当する番号の橫にチェックマークを入れて下さい。

　　事業部門(セグメント)により異なる場合は最大の事業部門(セグメント)でご回答ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 1 |[ ]  経理部門 |
| 2 |[ ]  社内横断的な組織(委員会等) |
| 3 |[ ]  経理部門以外の部門(PMO、品質管理等) |
| 4 |[ ]  受注した事業部門 |
| 5 |[ ]  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

　　（注）　工事進行基準を適用するためには、原価総額の信頼性のある見積りが必要とされています(第９項)。見積りの信頼性を担保するためには、受注プロジェクトに従事する部門以外の第三者的な部門(PMO－Project Management Officeなど)が審査する必要があると考えることができます。本設問はその審査実施部門を尋ねています。

Q2-3.貴社では工事進行基準適用の対象となる期間を定めていますか。

最も近いものを**1つ選び**、該当する番号の橫にチェックマークを入れて下さい。

　　事業部門(セグメント)により異なる場合は最大の事業部門(セグメント)でご回答ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 1 |[ ]  工事進行基準適用の判断を期間では行っていない（期間の長短は問わない）。 |
| 2 |[ ]  1ヶ月超 |
| 3 |[ ]  3ヶ月超 |
| 4 |[ ]  6ヶ月超 |
| 5 |[ ]  四半期決算を跨がる案件 |
| 6 |[ ]  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**次ページに続きます。**

Q2-4　Q2-3を選択した理由は次の選択肢のいずれが該当しますか。最も近いものを**1つ選び**、該当する番号の橫にチェックマークを入れて下さい。なお、**Q2-3で選択肢1を選んだ方は回答不要です**。社内規定の設定根拠が不明の場合は回答者の認識でご回答ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 1 |[ ]  工事進行基準適用の経営的なメリットであるプロジェクト損益のタイムリーな把握を行っているのは一定期間以上の案件であるため。 |
| 2 |[ ]  開発の進捗状況次第で成果の不確実性が生じる可能性のある案件を絞り込むことが保守主義の観点から望ましいため。 |
| 3 |[ ]  業務負荷増大を回避するため。 |
| 4 |[ ]  工事進行基準適用の判断を期間では行っていない。 |
| 5 |[ ]  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

Q2-5.貴社では工事進行基準適用の審査対象となる案件の金額を定めていますか。

最も近いものを**1つ選び**、該当する番号の橫にチェックマークを入れて下さい。

　　事業部門(セグメント)により異なる場合は最大の事業部門(セグメント)でご回答ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 1 |[ ]  工事進行基準適用の審査対象となる案件は金額で判断していない。 |
| 2 |[ ]  すべての受注案件を審査対象としている。 |
| 3 |[ ]  1億円超 |
| 4 |[ ]  5千万円以上1億円以下 |
| 5 |[ ]  3千万円以上5千万円未満 |
| 6 |[ ]  1千万円以上3千万円未満 |
| 7 |[ ]  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

Q2-6　Q2-5を選択した理由は次の選択肢のいずれが該当しますか。最も近いものを**1つ選び**、該当する番号の橫にチェックマークを入れて下さい。なお、**Q2-5で選択肢1あるいは2を選んだ方は回答不要です**。社内規定の設定根拠が不明の場合は回答者の認識でご回答ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 1 |[ ]  工事進行基準適用の経営的なメリットであるプロジェクト損益のタイムリーな把握を行っているのは一定金額以上の案件であるため。 |
| 2 |[ ]  開発の進捗状況次第で成果の不確実性が生じる可能性のある案件を絞り込むことが保守主義の観点から望ましいため。 |
| 3 |[ ]  業務負荷増大を回避するため。 |
| 4 |[ ]  工事進行基準適用の判断を金額では行っていない。 |
| 5 |[ ]  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

Q2-7　Q2-3とQ2-5で工事進行基準の適用を金額・期間でスクリーニングしていると回答された方(注)にお尋ねします。現行の社内ルールは、収益認識会計基準の適用に伴って変更しますか。該当するいずれかの番号の橫にチェックマークを入れて下さい**（Q2-3で選択肢1、Q2-5で選択肢1あるいは2を選んだ方は回答不要です）**。

|  |  |
| --- | --- |
| 1 |[ ]  現行の社内ルールを変更しない。 |
| 2 |[ ]  現行の社内ルールを変更する。 |

　(注)Q2-3で選択肢2～5を選択した場合・Q2-5で選択肢3～6を選択した場合

**次ページに続きます。**

|  |
| --- |
| **Q3．収益認識会計基準の適用準備状況についてお伺いします** |

収益認識会計基準の適用準備として次の導入段階を仮に設定した場合、回答時点でおおよそ次のフェーズ1～7のどの段階まで進んでいますか。最も近いものを**1つ選び**、該当する番号の橫にチェックマークを入れて下さい。

　　事業部門(セグメント)により進捗段階が異なる場合は最大の事業部門(セグメント)でご回答ください。

|  |  |
| --- | --- |
| フェーズ | 作業項目（成果物） |
| 1 |[ ]  影響度調査 | 現行会計実務と会計基準の差異の把握、会計処理の変更、システム、内部統制　（影響度調査報告書） |
| 2 |[ ]  導入計画の策定 | 課題の整理とタスクの分解　プロジェクトチーム組成子会社展開方針検討　(導入計画書) |
| 3 |[ ]  対応案の検討 | 論点の検討　会計方針案・開示内容案の決定その他課題への対応［システム　子会社連携］適用期首の取扱い(会計方針書　開示案) |
| 4 |[ ]  導入 | トライアルの実施　会計方針・開示内容・適用期首取扱いの最終化(トライアル財務諸表［注記含む］) |
| 5 |[ ]  導入後の対応 | 運用体制以降準備中　改善点や残課題への対処方法検討 |
| 6 |[ ]  既に適用中 | 早期適用 |
| 7 |[ ]  その他 | 導入準備不要と判断した等 |

**次ページに続きます。**

|  |
| --- |
| **Q4. 収益認識会計基準の適用上の課題・懸念点についてお伺いします。** |

 Q4-1　収益認識会計基準の適用にあたっての課題や懸念する点について該当するものを**すべて選び**、該当する番号の橫にチェックマークを入れて下さい。

**回答者の主観でご回答いただいて差し支えありません。**

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 課題・懸念のある論点 |
|  | 0 |[ ]  課題・懸念はない(既にすべて解消済) |
| ５ステップ | <1>契約の識別 | 1 |[ ]  契約の識別 |
|  |  | 2 |[ ]  契約の結合 |
|  | <2>履行義務の識別 | 3 |[ ]  履行義務の識別 |
|  |  | 4 |[ ]  財又はサービスに対する保証の検討 |
|  |  | 5 |[ ]  本人と代理人の区分 |
|  |  | 6 |[ ]  ライセンスの供与 |
|  | <3>取引価格の算定 | 7 |[ ]  変動対価の額の見積 |
|  |  | 8 |[ ]  契約における重要な金融要素 |
|  | <4>履行義務への取引価格への配分 | 9 |[ ]  独立販売価格 |
|  |  | 10 |[ ]  値引き |
|  |  | 11 |[ ]  取引価格の事後的な変動 |
|  | <5>履行義務の充足による収益の認識 | 12 |[ ]  一定期間(又は一時点)にわたり充足される履行義務 |
|  |  | 13 |[ ]  契約の初期段階の取扱 |
|  |  | 14 |[ ]  期間がごく短い受注制作のソフトウェア |
| 開示 | 15 |[ ]  表示　契約資産・債権・契約負債 |
|  | 16 |[ ]  注記 |
|  | 17 |[ ]  「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用 |
| 原価回収基準 | 18 |[ ]  原価回収基準の計上及び網羅性 |
|  | 19 |[ ]  原価回収基準適用時に損失が発生する場合の会計処理 |
| 工事損失引当金 | 20 |[ ]  工事損失引当金の計上及び網羅性 |
| 内部統制 | 21 |[ ]  実行予算の策定管理及び損益管理に関する規程類の整備 |
|  | 22 |[ ]  不正防止のための人事ローテーションの運用整備 |
|  | 23 |[ ]  契約情報のタイムリーな把握(モニタリング)に係る整備 |
| その他 | 24 |[ ]  社内展開 |
|  | 25 |[ ]  管理会計と財務会計のギャップ |
|  | 26 |[ ]  情報システムの改修 |
|  | 27 |[ ]  テレワーク・リモートワーク環境下における実施 |
|  | 28 |[ ]  ペーパーレス推進上の対応 |
|  | 29 |[ ]  税務上の対応 |
|  | 30 |[ ]  その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |

・本表は、収益認識会計基準及び同適用指針のほか、JISA「『収益認識に関する会計基準』を巡る論点及び実務対応」及び日本公認会計士協会「監査・保証実務委員会研究報告『建設業及び受注制作のソフトウェア業における収益の認識に関する監査上の留意事項(公開草案）』をもとに作成しています。

**次ページに続きます。**

Q4-2　Q4-1でチェックマークを入れたもののうち、特に課題や懸念されている点等について次の枠内にご説明ください。

|  |
| --- |
|  |

・Q4の回答結果は、上記研究報告「建設業及び受注制作のソフトウェア業における収益の認識に関する監査上の留意事項」解説セミナーの実施及び今後の協会活動の参考といたします。

**質問は以上です。ご協力ありがとうございました。**